

1 改正理由

再生可能エネルギー等・省エネルギー等促進審議会（以下「再エネ・省エネ審議会」という。）は、「宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例」（以下「再エネ・省エネ条例」という。）に基づき、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）やその他重要事項について調査審議を行っている。

令和5年3月に、本県の地球温暖化対策及びエネルギー利用に関する施策を一体的かつ効率的・効果的に推進するため、基本計画を含めた関連4計画を整理・統合した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定したことにより、現在、本戦略は、再エネ・省エネ審議会と環境審議会の2つの審議会が所管している状況にある。

このため、より効率的・効果的な審議体制を構築できるよう、再エネ・省エネ条例を改正し、再エネ・省エネ審議会の所管事務を環境審議会に移管のうえ、再エネ・省エネ審議会を廃止するもの。

2 改正概要

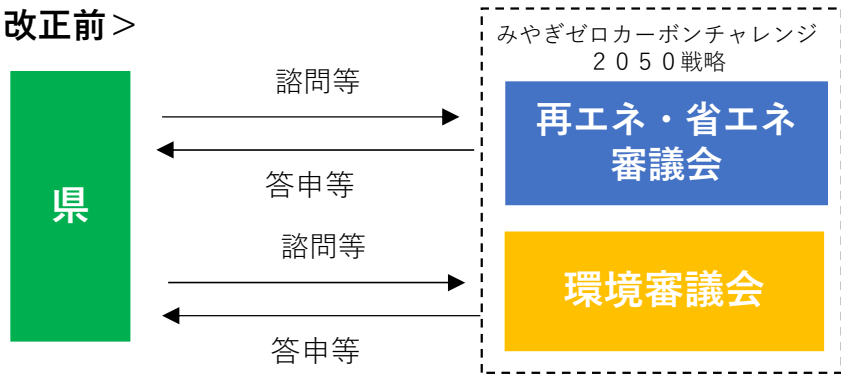
- 基本計画を定めるにあたり、あらかじめ意見を聴く審議会を再エネ・省エネ審議会から環境審議会に変更する。（第9条第4項）
- 事務の移管に伴い、再エネ・省エネ審議会を廃止する。（第17条）
- 附則において「附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」を改正し、再エネ・省エネ審議会委員の項目を削除する。

3 施行期日

令和6年2月1日

【参考】再エネ・省エネに関する調査審議体制のイメージ図

<改正前>



<改正後>

